

基本構想第3章～第5章に係る事前提出意見（追加分）

【基本構想 第3章】

No	委員	内 容
52	川端	<p>第1節（9頁） スパイラルアップ図の描き方</p> <p>この図では螺旋が総合計画の各種政策推進（行政改革をはじめとする）を表現し、<u>中心の上向き矢印がその結果として、総合計画の成果が増大する事（地域資源の増加、箕面の魅力アップ、若い世代の流入・住民の定着など）を表現するのが自然です。それにより螺旋外側の「自助・共助・公助 - 推進する力」が螺旋で示す総合計画の各種政策を推進する力として理解しやすくなります。</u></p>
53	川端	<p>第2節（10頁・8行目） 将来人口推計の確認</p> <p>「<u>・新市街地を中心に子育て世代など若年層を呼び込むという政策効果</u>」 若年層を呼び込む政策あるいはその効果は元来新市街地だけを中心として目指すのではなく、全市に及ぶ幅広い視野で展開されるのではないかと もし若年層を呼び込む政策効果の及ぶ範囲が新市街地に限定されると人口推計から予測されるのなら、その効果を全市に広げるための方策を考案するのが箕面市本来の取り組み姿勢ではないか！</p>

【基本構想 第4章】

No	委員	内 容
54	窪	<p>第2節（14頁・23行目）</p> <p>基本方向（1）1項目目を以下のように変更する。 「<u>すべての人々がいきいきと暮らし、積極的に意志決定に参加したくなる地域社会を目指します。</u>」</p>
55	窪	<p>第2節（14頁）</p> <p>基本方向（2）に以下の文章を追加する。 「<u>子どもが自ら問題を発見し、自分の考えを他の人に伝え、他の人の考えを理解する教育に努めます。</u>」</p>
56	窪	<p>第2節（15頁・4行目）</p> <p>基本方向（3）3項目目を以下のように変更する 「<u>安全・安心な教育環境の整備に取り組むとともに、教職員が子どもと向かい合う時間を増やします。</u>」</p>
57	川端	<p>第4節（17頁・3行目～） 「めざすまちの姿」の記述</p> <p>この欄はめざすまちの「姿」を表し、<u>基本方向</u>が取り組みの方向を示す。 文中各所に<u>連携や協力、協働、</u>と共になどの関係者を記述するのは方策のすすめ方を述べる事になるので、煩瑣であり他の節とのバランスも考慮して省いてもよいのではないかと</p>

No	委員	内 容
58	川端	<p>第 4 節 (17 頁・21 行目)</p> <p><u>箕面の特徴を活かした近郊農業</u>など、箕面市として目指す農業の具体的な姿を示すべきではないか！ (ここでも協力する関係者が記述されているだけで、箕面の農業そのものの将来の姿が見えない。地産地消のみが目指す姿ではないと考えるので専門部署における検討結果を明らかにして、ここに反映させ記述する事を期待します。)</p>
59	川端	<p>第 4 節 (17 頁・27 行目)</p> <p>本来第 4 節は「<u>箕面らしさ</u>」を生かすまちづくりに付いて述べているですから「めざすまちの姿」の項は箕面が持つ具体的な特徴 (箕面らしさ) が生かされたまちの将来像を記述する事が期待されます。</p> <p>しかしここに述べる一連の政策は以前から箕面が持つ特徴を生かすことにこだわらず、<u>新たな箕面の特徴を創造する事をねらいとして別の節に記述された政策の中から特別に選び出されたものと理解されますからそれら一群の政策を選択する意義を当審議会で検討のうえ、その実現により箕面にどのような新しい特徴を創り出し、どのようなまちの姿を加えようとするのかを明らかにする事が求められます。</u>即ちそれは出生率が高い、共働が多い、若者が多い、緑被率が高いなど一群の政策により創り出される具体的なまちの姿です。</p> <p>また「<u>鉄道の延伸による公共交通の充実</u>」を箕面らしさの一つとするまちづくり政策は巨額の財政負担を伴うわけですから、箕面の公共交通需要の中における意義や市民の要請度合い、費用対効果、また健全な財政を次世代に継承するなどの点からその妥当性を当審議会においても十分慎重に検討する事が必須であります。</p> <p>なおこの項の記述を加える場合は第 4 節のタイトルは“<u>「箕面らしさ」を伸ばすまち</u>”などに変更したほうがよいのではないかと思います。</p>
60	川端	<p>第 5 節 (19 頁・5 行目) 「めざすまちの姿」の記述</p> <p>小学校区程度の地域単位で地域課題を解決する仕組みの確立について記載されているが、この新しい仕組みで<u>市民などが役割を担い取り組むべき課題</u>が見えません。<u>基本方向</u>には地域のビジョンや計画を策定しとの記載はあるがやはり課題やその領域が示されていません。</p> <p>自治会の組織率が低迷している現実を踏まえ、このような新しい仕組みを作り市民の<u>参加・参画で運用するためには少なくとも地域コミュニティーが関心を持って取り組むことが出来る課題やその領域と、その結果である市民生活が向上した姿を示す事が望まれます。</u></p>
61	窪	<p>第 5 節 (19 頁・22 行目)</p> <p>基本方向 (1) 3 項目目を 1 項目目に変更する。 (原文 : 3 行目を 1 行目に変更する。)</p>

【基本構想 第5章】

No	委員	内 容
62	川端	<p>第1節(20頁)「参画と協働のまちづくり」の記述</p> <p>第5次総合計画は地方自治体に求められる自己決定・自己責任の重要性、さらには自治体を取り巻く厳しい財政環境を認識し、補完性の原則と協働をまちづくりの基本としています。</p> <p>この考え方に基づき基本計画では「まちの姿を実現するため」の基本方向19項目すべてにおいて「各主体の主な役割」を具体的に記述し、成果指標についても夫々の「主役度」を定め、行政のみならず市民や事業者などの全面的な協働によるまちづくりを進めることにしています。</p> <p>この様なまちづくりにおける協働を確実に進めるため本節の「参画と協働のまちづくり」が「箕面市まちづくり理念条例」や「箕面市市民参加条例」などを踏まえて記述されたものと理解します。</p> <p>一方総合計画のすべての項目が上記の如き全面的な協働によって推進されるのですから、この協働に関わる事項(記述)を市民や事業者あるいは行政が恣意的に解釈して夫々の立場で活動をすれば本来の協働を損なう事になるので、避けるべきです。同時にこの協働が行政のパートナーである市民や事業者にとって参加・参画の権利あるは義務、社会奉仕、まちづくりのための協賛活動等のいずれに位置づけるのかを分かり易く説明しておく事も求められます。</p> <p>そのため総合計画を含む箕面市のまちづくりの仕組みと関係する全ての主体者、主体者の権利と義務、さらには総合計画に記述された協働がまちづくりに占める位置などを総合計画の外側から裏付ける法律規範を定めることが求められます。また協働をうまく機能させるためにはまちづくりについて市民などの理解と認識を拡げることが欠かせません。その推進のためにも第5次総合計画の実施にあたり箕面市にとってふさわしい規範の制定が求められます。</p>
63	窪	<p>第1節(20頁・29行目)</p> <p>「市は、」の次に以下の文言を加える。</p> <p>「その責任に基づき、民主主義と市民の自由を尊重し、」</p> <p>以上のように変更した文章とその上の文章、つまり、p20 下のマルがついたふたつの文章を「参画と協働のまちづくり」の冒頭に移す。</p>
64	窪	<p>第2節(21頁・4行目)</p> <p>「協働のまちづくり」を「参画と協働のまちづくり」に変更。</p>
65	川端	<p>第2節(21頁・23～24行目)</p> <p>「新たな地域経営によるまちづくり」で述べる市民が主体的に関われる仕組みづくりは市と地域で別々のものを想定しているのか、また行財政運営をすすめるため、新たな市民意識の把握手法とは何か？</p>